

# 大和中学校 おやじの会 規約

- 第1条（名称） 本会は、大和中学校「おやじの会」と称する。
- 第2条（事務局） 本会は、事務局を和光市立大和中学校に置く。
- 第3条（目的） 本会は、大和中学校・大和中学校 PTA と密接に連携し、父親を中心とした会員が連携を図りながらお互いに親睦を深め、人生の先輩、地域の先輩として諸活動を通して子供たちとふれあい、子供たちの健全育成に寄与することを目的とする。
- 第4条（事業） 本会は、前条の目的を達成するため、次の諸活動を行う。
- ① 会員、教職員との交流
  - ② 学校・PTA の活動への協力
  - ③ 学校や地域の教育環境整備
  - ④ 本会の目的達成のために必要な会独自の活動、催し  
ただし、特定の個人または法人（宗教、政治）、その他利潤を目的とした団体への協力は行わない。
- 第5条（会員） 本会の会員は、
- ① 大和中学校の保護者、教職員
  - ② 大和中学校を愛し、本会の趣旨に賛同する人で構成する。
- 尚、本会の活動に賛同される方を賛助会員とし別条で規定する。
- 第6条（役員） 本会には次の役員及び会計監査、顧問を置くことができる。
- ① 会長（現在の保護者会員の中から選出） 1名
  - ② 副会長（教頭、会員） 若干名
  - ③ 事務局・会計（会員） 若干名
  - ④ 会計監査 若干名
  - ⑤ 顧問 若干名
- その他必要な役員を置くことができる。  
○本会の役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。  
○役員は、会員の互選により選出し、総会の承認を得る。
- 第7条（会議） 本会の会議は会長が召集する。
- 第8条（総会） 本会の総会を年一回開催する。第5条①②の会員で構成する。
- 第9条（賛助会員） 本会の活動に賛同される地域の方及び法人等
- 第10条（会費） 本会の会費は無しとする。また運営上必要な経費を徴収することがある。  
大和中学校 PTA が若干の補助金を支援する。
- 付 則 本会の規約は、平成 20 年 6 月 20 日より一部改正し施行する。  
本会の規約は、平成 25 年 6 月 7 日より一部改正し施行する。  
本会の規約は、平成 27 年 6 月 5 日より一部改正し施行する。  
本会の規約は、令和 6 年 6 月 22 日より一部改正し施行する。